

(インフルエンザによる出席停止の扱いについて)

インフルエンザに感染し保育園を欠席した場合は「出席停止」になります。

発症し、医療機関を受診した後、登園再開日には下記の「登園許可証」を保護者が記入しご提出ください。

「発症日の翌日から6日目、かつ解熱日の翌日から4日目を登園可能日とする」

※登園可能日になっても、激しい咳込等の症状が残っている場合は、登園を見合わせてください。

※登園当日は、朝の検温など、健康観察をお願いします。

※医療機関では、インフルエンザに関しての治癒証明書は出ませんので、ご注意ください。

キ リ ト リ

登 園 許 可 証

_____年 月 日

_____組 名前 _____

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登園可能日
/	/	/	/	/	/	/

解熱日	1日目	2日目	3日目	登園可能日
/	/	/	/	/

※両方を満たしていれば登園可能です日にちがずれてしまった場合は遅い日にちで登園してください。

※発症とは医療機関を受診し、医師によって「インフルエンザ」と診断されたことを指します。

主な症状(○で囲む)	発熱(°C)、頭痛、咳、鼻水、喉痛、倦怠感、筋肉・関節の痛み その他()
結果(○で囲む)	A型 B型 インフルエンザ症状
受診した医療機関	

保護者氏名 _____

印 _____